

令和 8 年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助要綱

令和 8 年 5 月 20 日付 8 福祉子保第 695 号
改正 令和 8 年 9 月 7 日 8 福祉子保第 2180 号

1 目的

本事業は、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった保護者や共同保育を必要とする保護者が、居宅訪問型保育サービス（以下「ベビーシッター」という。）を利用した場合の利用料について、区市町村が負担軽減を行う場合、その費用の一部を補助することにより、保護者の多様なニーズに応えるとともに、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整備することを目的とする。

2 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ベビーシッターの利用者に対し、区市町村が実施する利用料の負担軽減のための事業であって、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 利用者は、次に掲げる者のうち、区市町村がベビーシッターの利用が必要であると認めたものであること。

ア 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする者（保育認定の有無は問わない。）

イ ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする者

- (2) 補助対象期間は、子が満 6 歳に達する年度の末日までとする。

ただし、障害児の場合は、満 12 歳に達する年度の末日までとする。

また、学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業実施要綱（令和 7 年 3 月 28 日付 6 福祉子家第 3222 号）に定める学童クラブ待機児童対策計画を策定した区市町村の助成対象期間は、子が満 9 歳に達する年度の末日までとする。

- (3) 利用可能日及び時間帯は、利用者のニーズに応じて区市町村が利用を認めた日及び時間帯とする。

なお、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）も利用可能日として認めることができる。

- (4) ベビーシッター事業者は、次に掲げる事業者とする。

ア 令和 8 年度ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）実施要綱（令和 8 年 3 月 6 日 7 福祉子保第 4619 号）2 (2) の認定を受けた事業者

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 に基づき、認可外の居宅訪問型保育事業者として届出を行っている事業者のうち、本事業を実施するに当たって、一定の要件を満たす者として都が認定したもの

なお、事業者の認定基準及び認定方法等については、別途定める。

ウ イに準ずる者として都が認定した事業者

- (5) 本事業に従事する保育従事者は、都の基礎研修又はそれと同等と認める研修を修了した者（保有する資格等に応じ、一部の科目については、受講を免

除する。)とすることとし、本要件の確認は、ベビーシッター事業者が発行する「本要件を満たすベビーシッターであることの証明書類」により行うこと。

なお、研修等の詳細については、別途定める。

- (6) 保育は、原則として児童一人につき保育に従事する保育従事者一人の配置により提供されるものであること。ただし、以下に該当する場合は、例外として、これを適用しないことができる。

ア 共同保育の場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているとき

イ 満1歳以上の兄弟姉妹2名までの保育の場合であって、かつ、以下の要件を満たしているとき

- (ア) 保育従事者は、有資格者（保育士又は看護師）であること。
 - (イ) 保育を行う場所は、児童の自宅であること。
 - (ウ) 保護者が契約において書面で同意していること。
 - (エ) ベビーシッター事業者が実施に同意していること。
- (7) ベビーシッター事業者から提供されるサービスは、当該児童の保育に限ることとし、家事援助、兄弟姉妹の送迎等の付随サービスを含まないこと。
- (8) 区市町村は、利用者に対し、こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」等について周知していること。

3 補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 補助対象経費

この補助金の交付の対象となる経費は、別表のB欄に定める経費とする。

5 交付額の算出

この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、対象児童ごとに、別表のA欄、B欄及びC欄に定める額を比較して最も少ない額に、D欄の補助率を乗じて得た額について、全対象児童分の合計額を交付する。ただし、合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 補助条件

この補助金は、別記の補助条件を付して交付するものとする。

7 補助金の交付申請及び交付決定

- (1) 区市町村長は、この補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、知事に対し、補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 知事は、区市町村長から(1)による補助金の交付申請を受けたときは、交付申請書及び添付書類の内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに当該区市町村に通知する。

8 補助金の変更交付申請及び変更交付決定

- (1) 区市町村長は、この補助金の交付の決定後、事情の変更等により申請の内容を変更しようとするときは、別に定める期日までに補助金変更交付申請書（第2号様式）に必要な書類を添付して、知事に対し、補助金の変更交付を申請するものとする。
- (2) 知事は、区市町村長から(1)による補助金の変更交付申請を受けたときは、変更交付申請書及び添付書類の内容を審査の上、変更交付の可否を決定し、速やかに当該区市町村長に通知する。

9 概算払

知事は、この補助金について必要があると認める場合においては、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

10 準用

この補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによるものとする。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の補助に関して必要な事項は、都が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別記

補 助 条 件

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

区市町村長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 状況報告等

- (1) 区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 知事は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し区市町村長に対し報告を求めることができる。

4 補助事業の遂行命令等

- (1) 知事は、3の規定による報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- (2) 区市町村長が(1)の命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し補助事業の一時停止を命ずることができる。

5 事業実績報告

区市町村長は、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後、別に指定する期日までに、実績報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定等

知事は、5の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長

に通知する。

7 是正のための措置

- (1) 知事は、6の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。
- (2) 5の規定による実績報告は、(1)の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

8 決定の取消し

- (1) 知事は、区市町村が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の目的に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、6の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

9 補助金の返還

- (1) 知事は、1又は8の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、区市町村に対しその返還を命ずるものとする。
- (2) (1)の規定は、6の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

10 違約加算金

区市町村長は、8の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命じられた額に相当する補助金は最終の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

11 延滞金

区市町村長は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 他の補助金等の一時停止等

区市町村長が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

13 書類の整備保管

区市町村長は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

14 事業者に対する補助条件等

- (1) 区市町村長は、この補助金を財源として事業者に対して補助を行う場合は、原則として以下に掲げる条件及び 1 から 5 まで、7 から 9 まで及び 13 に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「知事」とあるのは「区市町村長」と、「区市町村長」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この号において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、区市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区市町村に納付させることがある。

- (2) (1)により付した条件に基づき、区市町村長が事業者に承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (3) (1)により付した条件に基づき、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、事業者から区市町村にその報告があった場合には、区市町村長は、第 6 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- (4) (1)により付した条件に基づき、事業者から区市町村に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合

には、その納付額の全部又は一部を区市町村から都に納付させることがある。

- (5) 事業者が(1)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を区市町村から都に納付させることがある。

別表

A 補助基準額（注１）	B 補助対象経費（注１）	C 補助上限額（注１）	D 補助率
児童一人当たり 1 時間当たり ア 午前 7 時から午後 10 時までの利用分 2,500 円 イ 午後 10 時から午前 7 時までの利用分 3,500 円	区市町村が、要綱 2 に規定する事業において、利用者の負担軽減のために支出した経費	ベビーシッター利用料（注 2）	10 分の 10

（注 1） A、B、C のいずれについても、児童一人当たり年 144 時間（障害児、ひとり親家庭、多胎児の場合は、児童一人当たり最大年 288 時間）を上限とする。

（注 2）「ベビーシッター利用料」とは、ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のことをいい、入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費等、サービス提供に付随する料金は含まない。